



平成26年5月29日

各 位

会 社 名 田淵電機株式会社  
代表者名 取締役社長 貝方士 利浩  
(コード番号 6624 東証第二部)  
問合せ先 取締役 経営管理本部統括  
佐々野 雅雄 (TEL:06-4807-3500)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成26年6月27日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社は、迅速な意思決定による経営の効率化を図るため、経営全般に係わる重要な事項の決定及び業務執行の監督を担う取締役会と業務執行を担う執行役員会とを分離する執行役員制度を導入いたしたく、次の変更を行うものであります。

①執行役員会を会社機関として位置づけるため、現行定款第4条（機関の設置）を変更するものであります。

②執行役員制度導入に伴い、役付取締役は、取締役会長、取締役社長及び新たに設置する取締役会議長のみとし、取締役会の招集及び議長は取締役会長が担い、執行役員会の招集及び議長は取締役社長が担う等の役割を明確化するため、現行定款第21条（役付取締役）を変更し、不要となる現行定款第22条を削除するものであります。

③執行役員を取締役会において選任することができる旨、及び執行役員会の機能・役割を明確にするため、変更案第33条（執行役員及び執行役員会）を新設するものであります。

(2) 投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の一層の向上を図るとともに、全国証券取引所公表の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の単元数を変更案第7条（単元株式数）のとおり100株に変更し、本条の効力を平成26年8月1日からとする附則を新設するものであります。

なお、詳細は同日公表の『単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ』をご参照願います。

(3) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるように、その責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定することができる旨の規定を、変更案第23条（取締役の責任免除）及び同第31条（監査役の責任免除）として新設するものであります。なお、変更案第23条の新設については、監査役全員の同意を得ております。

(4) 剰余金の未払配当金について、定めが不足している文言の追加をするため現行定款第35条（配当金の除斥期間）を変更するものであります。

(5) その他、条数の修正、表現の変更、字句の修正等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成26年6月27日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成26年6月27日（金曜日）

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会、<u>執行役員会</u>及び会計監査人を置く。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名および<u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名</u>選定することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役会長、<u>取締役社長及び取締役会議長各1名</u>を選定することができる。<u>ただし、取締役会議長は、取締役会長が欠員のときに置くことができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となり、経営の大纲を総覧する。</u></p> <p>3 <u>取締役社長は、執行役員会の議長となり、これを招集し、会社の業務の執行を総轄する。</u></p> <p>4 <u>取締役会議長が選定された場合、取締役会議長は、取締役会を招集し、その議長となり議事を進行する。なお、取締役社長は、取締役会議長を兼任することができる。</u></p>
<p>(取締役の任務)</p> <p>第22条 取締役会長は業務の大纲を総覧し、<u>取締役社長は業務を総括し執行する。</u></p> <p>2 <u>取締役副社長は取締役社長を補佐するとともに、取締役会の決議で定められた業務を担当する。</u></p> <p>3 <u>その他の取締役は取締役会の決議で定められた業務を担当する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 24 条～第 30 条 (条文省略)	第24条～第30条 (現行どおり)
(新設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
第 <u>31</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>第 6 章 執行役員及び執行役員会</u></p> <p><u>(執行役員及び執行役員会)</u></p> <p><u>第 33 条 執行役員は、取締役会の決議をもって選任され、執行役員会の構成員として、その任にあたる。</u></p> <p><u>2 執行役員会は、取締役会から委任を受けた事項の審議及び決議を行うものとする。</u></p> <p><u>3 執行役員及び執行役員会の権限並びにその他の事項については、本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める執行役員会規則及び執行役員規程による。</u></p>
第 <u>6</u> 章 計算	第 <u>7</u> 章 計算
第 32 条～第 34 条 (条文省略)	第 34 条～第 36 条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第 <u>35</u> 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	第 <u>37</u> 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 <u>なお、期末配当金及び中間配当金の未払の配当に対しては利息をつけない。</u>
(新設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第 7 条の変更は、平成 26 年 8 月 1 日から効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

以上